

平成27年10月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

液晶テレビ（リコール対象製品）に関する事故について

（詳細は次頁以降参照）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うちバッテリー（ノートパソコン用）1件、
折りたたみ椅子（踏み台兼用）1件、液晶テレビ1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
（うち衣類（下着、女性用）1件、エアコン1件、
運動機器（EMS機器）1件、携帯電話機（スマートフォン）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号A201400470を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

シャープ株式会社が製造した液晶テレビについて（管理番号A201500439）

①事故事象について

シャープ株式会社が製造した液晶テレビがスタンド支柱部分から外れ、落下し、左足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体とスタンド側との接合部のネジが使用中に緩み、テレビ本体が外れ、落下したと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2009年（平成21年）1月13日にウェブサイトへ情報掲載するとともに、顧客名簿や修理記録に基づきダイレクトメールの配布等を行い、対象製品について無償点検及び部品交換（スタンド支柱部分の強度向上）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造番号、製造期間、対象台数

機種・型式	製造番号	製造期間	対象台数
LC-26GD1	1311112～1326111 6311112～6355683	2004年2月～ 2005年1月	59,376
LC-26GD2	1311112～1323111 6311112～6323683	2004年2月～ 2005年3月	24,446
LC-26GD3	1311112～1390161	2004年9月～ 2005年9月	79,050
LC-26AD5	1311112～1393661	2005年4月～ 2006年4月	82,550
LC-26GD6	1311112～1335661	2005年7月～ 2006年6月	24,550
合 計			269,972

2009年（平成21年）1月13日からリコール（無償点検・部品交換）を実施
改修率：38.4%（2015年9月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

これまで同社が製造した当該製品について、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき報告を受けた重大製品事故は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>



形名はここに表示しています。

※上記写真は、LC-26AD5の事例です。

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

シャープ株式会社

電話番号：0120-001-364

受付時間：9時～18時（月～土）

9時～17時（日・祝日）

ウェブサイト：<http://www.sharp.co.jp/support/announce/lc26gd.html>

（本発表資料の問合せ先） 消費者庁消費者安全課

（製品事故情報担当） 担当：木原、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

（シャープ株式会社が製造した液晶テレビについての発表資料に関する問合せ先）

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、大塚

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400470	平成26年10月15日	平成26年11月4日	バッテリー(ノートパソコン用)	901-08628-G156	株式会社フラット(輸入事業者)	火災	当該製品をノートパソコンに接続して使用中、当該製品及びノートパソコンを焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の電池セルに異常は認められず、制御基板が焼損していたことから、制御基板上のプリントパターン(銅箔)間の短絡、又は部品の故障による発火の可能性が考えられるが、制御基板の焼損が著しいため、事故原因の特定には至らなかった。	埼玉県	平成26年11月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201500438	平成27年10月1日	平成27年10月14日	折りたたみ椅子(踏み台兼用)	4155-2D WH	株式会社ニトリ(輸入事業者)	重傷1名	店舗で展示されていた当該製品を使用したところ、当該製品の隙間に手指を挟み、負傷した。現在、原因を調査中。	愛知県	
A201500439	平成27年10月2日	平成27年10月14日	液晶テレビ	LC-26GD1	シャープ株式会社	重傷1名	当該製品がスタンド支柱部分から外れ、落下し、左足を負傷した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体とスタンド側との接合部のネジが使用中に緩み、テレビ本体が外れ、落下したと考えられる。	愛知県	平成21年1月13日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率:38.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500435	平成27年1月	平成27年10月13日	衣類(下着、女性用)	重傷1名	当該製品を着用したところ、皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年10月1日
A201500436	平成27年9月26日	平成27年10月13日	エアコン	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	高知県	平成27年10月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500437	平成27年8月28日	平成27年10月13日	運動機器(EMS機器)	重傷1名	当該製品を使用したところ、左腕に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年10月1日
A201500440	平成27年10月4日	平成27年10月14日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	平成27年10月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

バッテリー（ノートパソコン用）（管理番号：A201400470）



折りたたみ椅子（踏み台兼用）（管理番号：A201500438）

